

2022年12月1日

お客様各位

西京信用金庫

## 偽造・盗難キャッシュカード等による被害の補償の改正について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今般当金庫では諸般の事情により、偽造・盗難キャッシュカード等による被害が発生した場合の補償を一部改正させていただくことになりました。

つきましては2022年12月1日より適用させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 改正日 2022年12月1日
2. 対象となるお客様 個人のお客様
3. 補償内容の改正部分【偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る過失基準等】

※下線部分が改正部分となります。

#### 「重大な過失」となりうる場合

- (1) ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合（注）
- (2) ご本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) ご本人が他人にキャッシュカードを渡した場合（注）（※）
- (4) その他ご本人に（1）から（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 （※）

（注）上記（1）および（3）については、病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。（本来、介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合となります。）

※「カード手交型」（詐欺）（※1）による被害は、（3）に該当します。また、「封筒すり替え型」（詐欺盗）（※2）による被害は、（4）に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。

※1. 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る（おどし取る）手口

※2. キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口

4. お問い合わせ等

西京信用金庫 お客様相談室

0120-131-811

<受付時間> 平日 9:00~17:00

各営業店の窓口、電話でもお問い合わせを受付いたします。

以上

# お知らせ

西京信用金庫

## 偽造・盗難キャッシュカード等による被害が発生した場合の補償について

(対象：個人のお客様)

当金庫では、万一、個人のお客様が偽造・盗難キャッシュカード等による被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

※「お客様の『重大な過失』または『過失』となりうる場合」に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねることがありますので、十分ご注意ください。

### 偽造・盗難キャッシュカード等被害の場合

	お客様の状況		
	無過失	過失（重大な過失以外）があった場合	故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償	原則として被害額の75%を補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
条 件	①速やかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③偽造キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、捜査に協力されていること 盗難キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと		

### 偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る過失基準等

#### 「重大な過失」となりうる場合

- (1) ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合（注）
  - (2) ご本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
  - (3) ご本人が他人にキャッシュカードを渡した場合（注）（※）
  - (4) その他ご本人に（1）から（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合（※）
- （注）上記（1）および（3）については、病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。（本来、介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合となります。）
- ※「カード手交型」（詐欺）（※1）による被害は、（3）に該当します。また、「封筒すり替え型」（詐欺盗）（※2）による被害は、（4）に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。
- ※1. 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る（おどし取る）手口
- ※2. キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口

#### 「過失」となりうる場合

- (1) 次の①または②に該当する場合
  - ① 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
  - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
  - ① 暗証番号の管理
    - ア 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
    - イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
  - ② キャッシュカードの管理
    - ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
    - イ 酔っ払い等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他（1）、（2）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合